

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月8日
【四半期会計期間】	第83期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	東京応化工業株式会社
【英訳名】	TOKYO OHKA KOGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 阿久津 郁夫
【本店の所在の場所】	川崎市中原区中丸子150番地
【電話番号】	川崎 044（435）3000（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 村上 裕一
【最寄りの連絡場所】	川崎市中原区中丸子150番地
【電話番号】	川崎 044（435）3000（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 村上 裕一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第82期 第3四半期 連結累計期間	第83期 第3四半期 連結累計期間	第82期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高 (百万円)	60,543	55,551	80,037
経常利益 (百万円)	6,733	6,868	6,836
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,638	4,400	3,818
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,548	5,029	3,481
純資産額 (百万円)	119,264	123,342	119,590
総資産額 (百万円)	138,372	141,036	138,767
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	80.83	98.40	84.86
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	85.1	85.9	85.1

回次	第82期 第3四半期 連結会計期間	第83期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	25.53	34.84

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第82期第3四半期連結累計期間、第83期第3四半期連結累計期間および第82期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当企業集団(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

(材料事業) 新規設立: TOK尖端材料株式会社  
清算結了: 山梨応化株式会社

なお、山梨応化株式会社は清算結了したため連結の範囲から除いておりますが、清算結了までの損益計算書については連結しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当企業集団（当社および当社の関係会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日～平成24年12月31日）における世界経済は、ユーロ圏の信用不安再燃に加え、米国の財政問題への懸念から一段と減速感が広がり、中国やインド等でも成長率が鈍化しました。また、わが国経済においては、震災復興需要による下支えがあったものの、海外経済の減速等を背景に停滞感が見られました。

このような情勢の下、当企業集団は、高付加価値製品の拡販や既存技術の多用途展開に取り組むとともに、新規事業の創出にも努めてまいりました。材料事業につきましては、スマートフォンやタブレット端末の市場拡大を捉え、半導体用フォトレジストおよび高精細ディスプレイ用フォトレジストの販売を伸ばし、高純度化学薬品につきましても、海外での需要拡大が顕著となり、売上は前年同期を上回りました。また、装置事業におきましては、新たな事業の柱となる装置や技術の横展開を図るべく組織体制の再編に取り組み、注力してまいりましたが、液晶パネルメーカーの設備投資抑制の影響を受け、売上は前年同期を下回りました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は555億51百万円（前年同期比8.2%減）、営業利益は63億38百万円（同0.4%減）、経常利益は68億68百万円（同2.0%増）四半期純利益は44億円（同20.9%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 材料事業

エレクトロニクス機能材料部門では、半導体用フォトレジストは国内需要が減少する中、アジア地域の大幅な需要拡大により、売上が増加したものの、液晶ディスプレイ用フォトレジストは、液晶テレビ向けの需要低迷に加え、一部の製品において、特許権を含めた製造技術やノウハウ等を海外関連会社に供与して、受取技術料を得る事業形態に移行した影響から売上減少を余儀なくされ、当部門の売上高は330億96百万円（前年同期比0.8%減）となりました。

高純度化学薬品部門におきましては、国内はユーザーの工場閉鎖等の影響から出荷数量が減少しましたが、海外は北米およびアジア地域を中心に需要増加が見られ、当部門の売上高は181億25百万円（同4.2%増）となりました。

この結果、材料事業の売上高は515億38百万円（同0.6%増）、営業利益は82億97百万円（同5.5%増）となりました。

（単位：百万円）

	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	増減額	増減率
売上高	51,248	51,538	290	0.6%
営業利益	7,860	8,297	436	5.5%

## 装置事業

液晶パネルメーカーの設備投資抑制に加え、シリコン貫通電極形成システム「ゼロニュートン<sup>?</sup>」を使用する三次元実装市場の立ち上がりの遅延等により、受注、売上ともに前年同期を大きく下回りました。

この結果、装置事業の売上高は40億62百万円（同56.6%減）、営業利益は3億48百万円（同53.6%減）となりました。

（単位：百万円）

	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	増減額	増減率
売上高	9,367	4,062	5,305	56.6%
営業利益	750	348	402	53.6%

なお、セグメント間の取引につきましては、相殺消去しておりません。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、1,410億36百万円で、前連結会計年度末に比べ22億68百万円増加いたしました。

流動資産は20億44百万円増加いたしました。これは受取手形及び売掛金が15億49百万円、たな卸資産が5億61百万円それぞれ減少したものの、現金及び預金が40億42百万円増加したことが主な要因であります。

固定資産につきましては2億23百万円増加いたしました。これは減価償却の進行等により有形固定資産が3億34百万円減少したものの、投資有価証券の時価上昇等により投資その他の資産のその他が4億51百万円、無形固定資産が1億2百万円それぞれ増加したことが主な要因であります。

負債合計は、176億93百万円で、前連結会計年度末に比べ14億84百万円減少いたしました。これは未払法人税等が9億7百万円、支払手形及び買掛金が5億50百万円それぞれ増加したものの、前受金の減少等により流動負債のその他が23億84百万円、賞与支給による取り崩しで賞与引当金が6億58百万円それぞれ減少したことが主な要因であります。

純資産合計は、1,233億42百万円で、前連結会計年度末に比べ37億52百万円増加いたしました。これは配当金の支払18億円があったものの、四半期純利益44億円の確保や、連結子会社の新規設立等による少数株主持分の増加7億1百万円があったことが主な要因であります。

この結果、当第3四半期連結会計期間末の自己資本比率は85.9%となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当企業集団の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

## 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

一方、当社の企業価値の源泉であるステークホルダーとの関係や事業特性を十分に理解することなく、当社株式等の大規模な買付行為を行った後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土化経営等により、ステークホルダーとの良好な関係が破壊され、新技術や技術資源が流出することは、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することとなります。これにつながる当該買付行為を行い、または行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

こうした考えの下、当社取締役会は、当該買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために、当該買付行為を行い、または行おうとする者と交渉を行うことなどを可能にする仕組みを設け、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合等には、法令および当社定款の許容する限度において相当と判断した対抗措置をとることが、株主の皆様から負託された当社取締役会としての責務であると考えております。

## 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

## (イ) 企業価値向上への取組み

当社は、当社株主共同の利益および当社企業価値の持続的な確保・向上を図るため、「10年後の姿を見据えた機動的な仕組みを持つ「新生東京応化」を始動させる」をスローガンに掲げ、「新規事業の創出」、「既存事業の拡大」および「既存事業のリストラクチャリング」の3本柱により、企業力の強化と持続的な収益力の向上につながる取組みを進めております。

「既存事業のリストラクチャリング」につきましては、早期退職特別優遇措置の実施、国内外の生産拠点の統廃合、印刷材料事業の譲渡および不採算事業からの撤退等の大規模な「事業構造改革」を実行し、景気変動や市況変化に影響されない安定した収益構造への転換を図ってまいりました。

一方、成長戦略である「既存事業の拡大」と「新規事業の創出」につきましては、半導体関連材料等の当社の主力事業において、効率的生産やコスト低減等の諸施策を実行することに加えて、付加価値の高い新製品を新たな市場へ投入し続けることにより「既存事業の拡大」を推進させるとともに、「新規事業の創出」を目的とした組織を発足させ、シリコン貫通電極形成システム「ゼロニュートン®」や次世代太陽電池製造プロセス等、既存の事業領域に囚われない「新規事業の創出」を加速させております。これらの成長戦略を実行していくためには、効果的な経営資源の投入が不可欠であり、人材、設備および研究開発等への投資のみならず、他企業との積極的な事業提携等（M&A（合併・買収）を含みます。）も検討・推進する所存であります。

#### （ロ）コーポレート・ガバナンスについて

当社は、創業以来の経営理念の下に掲げた「当社のコアコンピタンス（競合他社が真似できない核となる競争能力）を強化し既存事業の拡大を行うとともに、新規事業を創出することにより、ステークホルダーから高い信頼を寄せられる企業を目指す」という経営ビジョンを実現することが、株主の皆様をはじめ、多くのステークホルダーに共通する利益の実現ならびに企業価値の向上につながるものと確信しており、この経営ビジョンの実現に向けて、経営の透明性、健全性ならびに意思決定の迅速化等による効率性の確保を目的としたコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと位置づけております。

こうした考えの下、当社は、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮する一方、独立性を有する社外取締役の選任や執行役員制度の導入により経営監督機能の強化や意思決定の迅速化を図るほか、株主総会における議決権行使の円滑化に向けた取組みやコンプライアンス対応、リスク管理対応をはじめとする内部統制システムの充実に向けた取組みを進めるなど、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針が決定されることや、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することにつながる当社株式等の大規模な買付行為を防止し、当該買付行為が行われる際に、株主の皆様が応じるか否かについて適切に判断できるようにするため、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「買収防衛策」といいます。）を導入しており、その有効期間が平成24年6月27日開催の第82回定時株主総会終結の時まででありましたため、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の観点から、継続の是非も含めてそのあり方について検討してまいりました結果、買収防衛策を一部修正したうえで継続することにつき、第82回定時株主総会においてご承認いただきました。買収防衛策におきましては、当該買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が当該買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後当該買付行為が開始されるという大規模買付ルールを定めております。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに則り必要かつ十分な情報を受領した場合には、その内容を吟味し、当社取締役会としての見解を適時・適切に開示し、買付提案の受入れまたは代替案の提示等、その見解に基づく対応をとることといたします。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、一定の対抗措置をとることができそうですが、その発動にあたりましては、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の勧告を最大限尊重するなど、判断の公平さを担保するための手続きを経る仕組みを設けております。

上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

#### （イ）上記 の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記 の取組みにつきましては、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させるために実施しておりますので、基本方針に沿うものであり、かつ、当社株主共同の利益を毀損するものではないと考えております。また、コーポレート・ガバナンスの強化により取締役の経営責任の明確化等を図っていることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### （ロ）上記 の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記 の取組みにつきましては、以下の理由により、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を毀損するものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

買収防衛策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の目的をもって継続されるものであること

買収防衛策は、当社株式等の大規模な買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保・向上させるという目的をもって、第82回定時株主総会においてご承認いただいたうえで継続されたものであります。

株主意思を重視するものであること

買収防衛策は、第82回定時株主総会においてご承認いただいたうえで継続されたものであります。また、その後の当社株主総会において変更または廃止の決議がなされた場合には、買収防衛策は当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、買収防衛策の継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

独立性の高い社外者の判断を重視し、その判断の概要について情報開示を行うこと

当社は、買収防衛策の導入にあたり、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない社外者の中から選任された委員で構成され、当社取締役会は、その判断に際して特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時・適切に情報開示を行うこととし、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するよう買収防衛策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

合理的かつ客観的な発動要件を設定していること

買収防衛策は、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと

買収防衛策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、買収防衛策は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、買収防衛策の継続、買収防衛策に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様のご意思が反映できることとしているため、買収防衛策は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### (4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、46億16百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当企業集団の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	197,000,000
計	197,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年2月8日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	46,600,000	46,600,000	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式で、単元株式 数は100株であります。
計	46,600,000	46,600,000	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百 万円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日		46,600,000		14,640		15,207

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,596,500		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 44,977,900	449,779	同上
単元未満株式	普通株式 25,600		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	46,600,000		
総株主の議決権		449,779	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式57株を含めております。

2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75500口)が所有する当社株式277,600株につきましては、完全議決権株式(その他)に含めて表示しております。

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名 または 名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の 合計 (株)	発行済株式 総 数 に 対 す る 所 有 株 式 数 の 割 合 (%)
(自己保有株式) 東京 応化工業株式会社	神奈川県川崎市中原区 中 丸子150番地	1,596,500		1,596,500	3.43
計		1,596,500		1,596,500	3.43

(注) 上記のほか、連結財務諸表および財務諸表において自己株式として認識している株式が277,600株あります。これは、平成24年9月30日現在において日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75500口)(以下、「信託口」といいます。)が所有している株式であり、会計処理上、当社と信託口は一体であると認識し、信託口が所有する株式を自己株式として計上していることによるものであります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）および第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	50,073	54,116
受取手形及び売掛金	19,084	17,535
商品及び製品	6,540	5,703
仕掛品	2,230	1,987
原材料及び貯蔵品	2,884	3,403
その他	2,476	2,529
貸倒引当金	334	274
流動資産合計	82,955	85,000
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	14,798	14,020
その他(純額)	14,383	14,827
有形固定資産合計	29,182	28,847
無形固定資産	245	348
投資その他の資産		
長期預金	18,000	18,000
その他	9,550	10,002
貸倒引当金	1,166	1,162
投資その他の資産合計	26,384	26,839
固定資産合計	55,812	56,035
資産合計	138,767	141,036

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,622	7,172
未払法人税等	400	1,307
賞与引当金	1,432	774
その他	8,109	5,724
流動負債合計	16,564	14,979
固定負債		
退職給付引当金	1,296	1,522
その他	1,317	1,190
固定負債合計	2,613	2,713
負債合計	19,177	17,693
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	14,640	14,640
資本剰余金	15,207	15,207
利益剰余金	94,131	96,731
自己株式	3,537	3,423
株主資本合計	120,443	123,156
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,098	1,369
為替換算調整勘定	3,499	3,433
その他の包括利益累計額合計	2,401	2,064
少数株主持分	1,548	2,250
純資産合計	119,590	123,342
負債純資産合計	138,767	141,036

( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

( 単位：百万円 )

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	60,543	55,551
売上原価	41,092	36,155
売上総利益	19,451	19,396
販売費及び一般管理費	13,087 <sup>1</sup>	13,058 <sup>1</sup>
営業利益	6,363	6,338
営業外収益		
受取利息	77	77
受取配当金	114	122
その他	327	480
営業外収益合計	519	679
営業外費用		
租税公課	112	102
その他	38	47
営業外費用合計	150	149
経常利益	6,733	6,868
特別利益		
固定資産売却益	5	5
特別利益合計	5	5
特別損失		
減損損失	-	256 <sup>2</sup>
投資有価証券評価損	26	286
その他	164	35
特別損失合計	191	578
税金等調整前四半期純利益	6,547	6,296
法人税、住民税及び事業税	551	1,874
法人税等調整額	2,158	238
法人税等合計	2,709	1,636
少数株主損益調整前四半期純利益	3,837	4,659
少数株主利益	199	259
四半期純利益	3,638	4,400

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,837	4,659
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	386	271
為替換算調整勘定	887	91
持分法適用会社に対する持分相当額	14	6
その他の包括利益合計	1,288	369
四半期包括利益	2,548	5,029
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,496	4,737
少数株主に係る四半期包括利益	52	291

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(連結の範囲の重要な変更)

第2四半期連結会計期間より、新たに設立したTOK尖端材料株式会社を連結の範囲に含めております。また、当第3四半期連結会計期間において、山梨応化株式会社は清算結了したため連結の範囲から除いておりますが、清算結了までの損益計算書については連結しております。

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【追加情報】

(従業員持株ESOP信託)

当社は、平成24年1月11日開催の取締役会決議により、当社の今後の成長を支える従業員の福利厚生制度を拡充するとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより従業員の勤労意欲・経営参画意識を高め、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」(以下、「本プラン」といいます。)を導入いたしました。

本プランでは、当社が「東京応化社員持株会」(以下、「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「本信託」といいます。)を設定し、本信託は5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

当社株式の取得・処分については、当社と本信託は一体であるとする会計処理をしております。

従って、本信託が所有する当社株式を含む資産および負債ならびに損益については連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日(平成24年12月31日)における自己株式数は、以下のとおりであります。

自己株式数 1,850,709株  
 うち当社所有自己株式数 1,596,609株  
 うち本信託所有当社株式数 254,100株

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
保管・運送費	1,675百万円	1,432百万円
給料手当	3,404	3,561
賞与引当金繰入額	316	345
退職給付引当金繰入額	267	360
減価償却費	1,429	1,229

2 当第3四半期連結累計期間において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
福島県郡山市	社員寮	建物及び構築物、土地等

当企業集団は収支の把握を行っている管理会計上の事業区分にて資産のグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個々の物件ごとにグルーピングを行っております。上記の資産は今後の使用の予定もなく遊休状態であり、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額256百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能価額は、土地については正味売却価額、それ以外は使用価値により測定しております。正味売却価額については、路線価による相続税評価額に基づき算定し、使用価値については処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断したため備忘価額をもって評価しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費	2,931百万円	2,756百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	810	18	平成23年 3月31日	平成23年 6月29日	利益剰余金
平成23年11月7日 取締役会	普通株式	810	18	平成23年 9月30日	平成23年 11月28日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	900	20	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日	利益剰余金
平成24年11月5日 取締役会	普通株式	900	20	平成24年 9月30日	平成24年 12月3日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	材料事業	装置事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	51,248	9,295	60,543	-	60,543
セグメント間の内部 売上高または振替高	0	72	72	72	-
計	51,248	9,367	60,616	72	60,543
セグメント利益	7,860	750	8,611	2,248	6,363

(注)1. セグメント利益の調整額 2,248百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,248百万円が含まれており、これは主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	材料事業	装置事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	51,538	4,013	55,551	-	55,551
セグメント間の内部 売上高または振替高	0	49	49	49	-
計	51,538	4,062	55,601	49	55,551
セグメント利益	8,297	348	8,645	2,307	6,338

(注)1. セグメント利益の調整額 2,307百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,307百万円が含まれており、これは主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産にかかる重要な減損損失)

各報告セグメントに配分していない全社資産において、遊休資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したことにより、256百万円の減損損失を計上しております。



( 1 株当たり情報 )

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 ( 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日 )	当第 3 四半期連結累計期間 ( 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年12月31日 )
1 株当たり四半期純利益	80.83円	98.40円
( 算定上の基礎 )		
四半期純利益金額 ( 百万円 )	3,638	4,400
普通株主に帰属しない金額 ( 百万円 )	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 ( 百万円 )	3,638	4,400
普通株式の期中平均株式数 ( 千株 )	45,004	44,715

( 注 ) 1 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当第 3 四半期連結累計期間の「普通株式の期中平均株式数」は、従業員持株ESOP信託が所有する当社株式を控除しています。

( 重要な後発事象 )

ストックオプション ( 新株予約権 ) の発行

平成24年12月 3 日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成25年 1 月10日に下記のとおり割り当てました。

( 1 ) 新株予約権の数

4,840個 ( 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は100株 )

( 2 ) 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

( 3 ) 新株予約権の目的となる株式の数

484,000株

( 4 ) 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権 1 個当たり175,900円 ( 1 株当たり1,759円 )

( 5 ) 新株予約権の行使期間

平成28年 6 月 1 日から平成31年 5 月31日まで

( 6 ) 新株予約権の行使の条件

イ．新株予約権の割当てを受けた者 ( 以下、「新株予約権者」という。 ) は、新株予約権の行使の時点において、当社の取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な事由により、当社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失した場合はこの限りでないものとする。

ロ．新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

ハ．その他の条件については、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

( 7 ) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 2【その他】

平成24年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....900百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....20円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日および支払開始日.....平成24年12月3日

(注) 平成24年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行いました。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月7日

東京応化工業株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小島 洋太郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大中 康宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京応化工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京応化工業株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。